## 2 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会開催要領

(目的)

第1条 愛知県行政改革推進計画(愛知県第三次行革大綱)の改訂に当たり、計画の重要事項等に関し、専門的かつ総合的な立場から御意見をいただくため、 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(構成)

- 第2条 懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって 構成する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 各種の社会活動等に携わる者
- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理 する。

(部会)

- 第3条 専門の事項について検討するため、次の各号に掲げる部会を開催する。
  - (1) 合理化部会
  - (2) 財政健全化部会
- 2 部会委員は、知事が依頼する者をもって充てる。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する部会委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を懇談会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第4条 懇談会及び部会は、知事が招集する。

(開催期間)

第5条 懇談会及び部会の開催期間は、最終のとりまとめ意見をいただくまでと する。

(庶務)

第6条 懇談会及び合理化部会の庶務は、総務部総務課において行う。なお、財政健全化部会の庶務は、総務部財政課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年6月29日から適用する。

## 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏		名		職名
池	上	岳	彦	立教大学経済学部教授
Ш	端	大	=	愛知学泉大学経営学部教授
岸	田	眞	代	(NPO法人)パートナーシップ・サポートセンター事務局長
後	藤	澄	江	日本福祉大学社会福祉学部教授
佐	藤	和	弘	株式会社東海総合研究所取締役調査研究部長
竹	内	信	仁	名古屋大学大学院経済学研究科教授
田	島	和	憲	中央青山監査法人名古屋事務所長(公認会計士)
中	村	貞	次	トヨタ自動車株式会社総務部長
昇		秀	樹	名城大学都市情報学部教授
浜	田	道	代	名古屋大学大学院法学研究科教授
森		正	夫	愛知県立大学学長

座長

## 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会合理化部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏		名		職名
後	藤	澄	江	日本福祉大学社会福祉学部教授
佐	藤	和	弘	株式会社東海総合研究所取締役調査研究部長
竹	内	信	仁	名古屋大学大学院経済学研究科教授
中	村	貞	次	トヨタ自動車株式会社総務部長
昇		秀	樹	名城大学都市情報学部教授

部会長

## 愛知県第三次行革大綱改訂懇談会財政健全化部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏	名	3	職名
部会長	池 .	上 岳	彦	立教大学経済学部教授
	رًا ال	端 大		愛知学泉大学経営学部教授
	田!	島 和	憲	中央青山監査法人名古屋事務所長(公認会計士)
	中;	丸	忠	株式会社東海総合研究所調査研究部副部長

72